

## 大海区区分図

水産業に関する統計表において表章している海区別の範囲は次のとおりです。



- ① 北海道斜里郡斜里町と目梨郡羅臼町の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の境界
- ③ 青森県下北郡佐井村とむつ市の境界
- ④ 千葉県と茨城県の境界
- ⑤ 和歌山県と三重県の境界
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町と日高町の境界
- ⑦ 徳島県海部郡美波町と阿南市の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県大分市佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の境界
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の境界
- ⑭ 石川県と富山県の境界

北海道太平洋北区	: ①・②間に属する市区町村 (太平洋側)
太平洋北区	: ③・④間に属する市区町村
太平洋中区	: ④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	: ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村 (太平洋側)
北海道日本海北区	: ①・②間に属する市区町村 (日本海側)
日本海北区	: ③・④間に属する市区町村
日本海西区	: ⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	: ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村 (東シナ海側) 並びに沖縄県
瀬戸内海区	: ⑥・⑦間、⑧・⑨間及び⑩・⑪間に属する市区町村 (瀬戸内海側)